

右任往侶等申請、爲御祈禱所可致其勤者。

一、可停止當寺四至内致生并伐樹木事。

右寺邊致生禁斷、嚴制重疊載在格條、而下民之患動來犯云々。藪澤是廣、何強狩阿練谷之鳥獸。山野已多、豈伐法住寺之樹木哉。自今以後、兩事慥從停止者。

建久八年三月 日

衆徒等御中

(法住寺の所在、珠洲郡若山庄の本所は九條家にし
て領家は日野家なり。園太曆に貞和四年九月より五年四月に互り、兩家が年貢の分配に就いて相争ひし
こと見え、又尋尊大僧正記寛正二年十月五日の條に據りても之を明らかにすべし。)

六月九日。地頭兵衛尉、鳳至郡西光寺に於いて殺生伐木を禁斷す。

【西光寺文書】 鳳至郡

大屋御庄南志見村内西光寺四至并敷地田事

合

五八

四至 眼南一瀬 眼北堂谷河 東西之間一町

眼東山 眼 西山 南北之間參町

敷地田 貳段

右件西光寺四至内、令禁斷致生、不可伐寺邊樹木。於昔此免判之輩者、可處科新之狀下知如件。

建久八年六月九日

地頭兵衛尉 在判

(この文書の地頭兵衛尉は、建仁元年八月の條の長谷部と同じく信連なるものゝ如し。但し文中の科新の語の如きは當時殆ど見ざる所。今西光寺に原文書を藏せざるが故に眞實を辨すること能はず。)

建久十年

己未 紀元一八五九

正治元年

十二月。後鳥羽上皇、源通方に江沼郡額田莊を安堵せしめ給ふ。

【平松文書】

五九

院廳下 加賀國額田庄官等

可任從三位範子讓令、因幡守源通方知行庄務事

右件庄任被讓狀、以通方可令相傳領掌、若向後於致異論之輩者、可被處違勅之狀、所仰如件。庄官等宜承知、不可違失。故下。

正治元年十二月 日

別當内大臣兼右近衛大將源朝臣

權大納言兼民部卿藤原朝臣 判

權大納言源朝臣

中納言藤原朝臣

中納言兼皇后宮大夫藤原朝臣 判

(以下二十一入略)

正治三年

辛酉

建仁元年

二月十三日 紀元一八六一

七月二十日。介次郎、その次男江沼三郎に能美郡能美莊重友保を讓渡す。

【菊大路文書】 山城

六〇

讓渡 能美御庄内重友保事

合壹所

四至 東限秋恒 西限郡家長野
南限得橋郷 北限郡家東吉光保

右次男江沼三郎讓渡處也。仍爲後々將來、證文之讓狀如件。

建仁元年七月廿日

介 在判

地頭沙彌 在判

(介とあるは、嘉應三年二月の條に見えたる介次郎なるべし。)

八月。地頭長谷部某、鳳至郡西光寺を再建するを以て南志見村の沙汰人以下に煩を爲さざらしむ。

【西光寺文書】 鳳至郡

六一

下南志見村沙汰事、西光寺建立事

右件於西光寺者、以地頭助成所建立也。沙汰人以下百姓等、敢不可爲煩。仍如件。